

■令和6・7年度四万十市立東山小学校屋内運動場長寿命化工事（機械設備工事） 第1回設計変更理由書

費目			変更理由	備考
1	A	1、給水設備工事	当初設計では階段下の土間配管経路となり維持管理が困難になるため、ピット内配管の屋外抜き出し方向を東側から北側に変更。	
2	A	2、汚水排水設備工事	当初設計では階段下の土間配管経路となり維持管理が困難になるため、ピット内配管の屋外抜き出し方向を東側から北側に変更。	
3	A	3、雨水排水設備工事	当初設計に東側雨樋3箇所の接続が計上されてなかったため追加。	
4	A	4、屋内消火栓設備工事	幡多中央消防の行政指導により屋内消火栓を屋外消火栓に変更。	
5	B	1、衛生器具設備工事	洗面器について、WC入口の洗面器前の動線幅確保のため、奥行の小さい器具に変更。 多目的トイレの洗面器について、給湯配管が設計時内訳にないため、サモ水栓→単水栓に変更。	
6	B	3、汚水排水設備工事	当初設計では階段下の土間配管経路となり維持管理が困難になるため、ピット内配管の屋外抜き出し方向を東側から北側に変更。	
7	B	6、屋内消火栓設備工事	幡多中央消防の行政指導により屋内消火栓を屋外消火栓に変更。 屋内消火栓の易操作性1号消火栓（消火器収納型）が減となるため、消火器格納箱を追加する。 また消防法上、消火器の数が1個足りないことが判明したため、追加する。なおこの消火器については、鉄骨下地に干渉する位置になり消火器格納箱が設置できないため、置台を追加する。	